

長野地方最低賃金審議会(第1回)

令和6年7月3日(水)午前10時30分～

於：ホテル信濃路 2F 穂高

会 議 次 第

開	会
1	委員等紹介
2	局長挨拶
3	会長挨拶
4	議 題
(1)	長野県最低賃金の改正決定の諮問について
(2)	長野地方最低賃金審議会の運営について
(3)	長野県最低賃金専門部会の構成について
(4)	長野地方最低賃金審議会等の日程について
(5)	関係労使からの意見の聴取について
(6)	その他
閉	会

資 料 目 次

- 1 長野地方最低賃金審議会委員名簿(第54期)
 - 2 長野地方最低賃金審議会運営規程
 - 3 長野地方最低賃金審議会会議公開要綱及び審議会等の公開・非公開について(別紙)
 - 4 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明(写)3件(2024年1月29日)
 - 5 令和6年度長野地方最低賃金審議会日程表(案)
 - 6 令和6年度長野地方最低賃金審議会の日程一覧表(案)
 - 7 長野県の最低賃金
 - 8 長野県の金融経済動向(2024年6月6日)日銀松本支店
 - 9 企業短期経済観測調査(2024年4月1日)日銀松本支店
 - 10 最近の長野県経済の動向(月例調査)[2024年6月17日](一社)長野経済研究所
 - 11 法人企業景気予測調査(令和6年4～6月期調査)[令和6年6月13日]財務省関東財務局長野財務事務所
 - 12 令和6年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果(第2報:5月31日現在)[長野県産業労働部労働雇用課]
 - 13 長野市の消費者物価指数 - 2020年基準 - 令和6年5月分(確定値)長野県企画振興部総合政策課統計室
 - 14 長野県鉱工業指数 令和6年4月分(速報)長野県企画振興部総合政策課統計室
 - 15 最近の雇用情勢(令和6年5月分)長野労働局
- 参考資料1 経済財政運営と改革の基本方針2024について 抜粋
- 参考資料2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版 抜粋

長野地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）

（五十音順）

令和6年7月3日現在

区分	氏名	現職
公益 代表	くらさき てつや 倉崎 哲矢	弁護士
	こん まゆこ 昆 万佑子	信州大学教育学部 准教授
	ぬまお ふみひこ ○沼尾 史久	信州大学経法学部 教授
	やまもと きょうこ 山本 恭子	弁護士
	よしむら のぶゆき 吉村 信之	信州大学経法学部 准教授
労働 者 代表	さいとう まさひこ 齋藤 政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 副議長
	さくらい ゆきお 櫻井 由紀夫	JAM甲信 書記長
	たけむら すすむ 竹村 進	多摩川精機労働組合 特別執行委員 日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
	ひろまつ ちさと 廣松 千里	イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行北陸信越グループ議長
	やまぐち まさみ 山口 正巳	電機連合長野地方協議会 議長
使用 者 代表	いで やすひろ 井出 康弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
	うしやま のりお 壺山 典生	（一社）長野県経営者協会 事務局長
	どい えつよ 土井 悦代	（株）ネクストップ 代表取締役
	なかむら まさと 中村 正人	長野県商工会連合会 参事
	やまぎし あきら 山岸 章	（株）山岸製作所 代表取締役

○は会長代理

長野地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、予め会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要であると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度、局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

審議会等の公開・非公開について

本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

2 個別の審議会等の具体的取扱い

(1) 長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項 異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

(2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

3 報道機関への広報等について

(1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

(2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。

(写)

2024年 1月 29日

長野労働局
局長 久富 康生 殿

特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会
委員長 山口 正巳



《意向表明者》

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡
製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正巳



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記



1. 特定最低賃金改正の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2024年7月下旬まで

以上

(写)

2024年 1月 29日

長野労働局
局長 久富 康生 殿

特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会
委員長 山口 正巳



《意向表明者》

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会

委員長 齋藤 政彦



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明します。

記



1. 特定最低賃金改正の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2024年7月下旬まで

以上

(写)

2024年 1月 29日

長野労働局
局長 久富 康生 殿

特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連
会 長 根橋 美津 人



長野県最低賃金対策委員
委員長 山口 正 巳



《意向表明者》

長野県各種商品小売業最低賃金対策委員
委員長 斉藤 直 子



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の
3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2024年7月下旬まで



以 上

令和6年度 長野地方最低賃金審議会日程表(案) 10月1日指定日発効

【本審】

令和6年7月から8月分

日時		名称	場所	備考
7月3日(水)	10:30~	第1回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	県最賃改定諮問
7月29日(月)	13:30~	第2回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	県最賃目安伝達、意見陳述
8月5日(月)	15:00~	第3回本審	ホテル信濃路 2F 浅間	県最賃答申、特定最賃必要性諮問
8月21日(水)	10:00~	第4回本審	ホテル信濃路 2F 穂高	異議申立審議、特定最賃必要性答申

【運営問題小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月16日(火)	10:30~	第1回運営問題小委員会	長野労働局 会議室	審議会運営に関する検討等

【特定最低賃金検討小委員会】

日時		名称	場所	備考
7月16日(火)	11:00~	第1回特定最賃検討小委員会	長野労働局 会議室	特定最賃適用労働者数の提示等
8月8日(木)	10:30~	第2回特定最賃検討小委員会	長野労働局 会議室	特定最賃改定の必要性

【長野県最低賃金専門部会】

日時		名称	場所	備考
7月29日(月)	第2回 本審終了後	第1回長野県最賃専門部会	ホテル信濃路 2F 穂高	役割分担・労使双方からの意見確認
7月31日(水)	10:00~	第2回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議
8月2日(金)	10:00~	第3回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議
8月5日(月)	10:00~	第4回長野県最賃専門部会	長野労働局 会議室	金額審議(予備日)

令和6年度 長野地方最低賃金審議会の日程一覧表(案)

令和6年7月3日現在

日程	本 書	運 小	検 小	最低賃金専門部会					備 考	令和5年度日程
				票	計 量	はん 用	小 売	印 刷		
R6.7.3									県最賃改正諮問	R5.7.3
R6.7.16									審議会運営に関する検討等	R5.7.18
R6.7.16									特定最賃適用労働者数の提示等	R5.7.18
R6.7.29									県最賃目安伝達、意見陳述	R5.8.1
R6.7.29									労使双方からの意見確認	R5.8.1
R6.7.31									金額審議	R5.8.3
R6.8.2									金額審議	R5.8.4
R6.8.5									金額審議(予備日)	R5.8.7
R6.8.5									県最賃答申、特定最賃必要性諮問	R5.8.7
R6.8.8									特定最賃改定の必要性	R5.8.9
R6.8.21									異議申立審議、特定最賃必要性答申	R5.8.23

下記以降は、特定最低賃金の効力発生日から逆算した事務局案であって、後日、審議会委員及び専門部会委員の日程調整後に決定

日程	本 書	運 小	検 小	最低賃金専門部会					備 考	令和5年度日程
				票	計 量	はん 用	小 売	印 刷		
R6.9.18									合同専門部会、部会長選出	R5.9.25
R6.9.25									(計量器)金額審議	R5.9.28
R6.9.26									(はん用)金額審議	R5.9.28
R6.9.27									(小売)金額審議	R5.9.29
R6.10.7									(計量器)金額審議	R5.10.4
R6.10.11									(はん用)金額審議	R5.10.12
R6.10.15									(小売)金額審議	R5.10.16
R6.10.22									(計量器)金額審議(予備日)	R5.10.25
R6.10.24									(はん用)金額審議(予備日)	R5.10.19
R6.10.25									(小売)金額審議(予備日)	R5.10.23
	()								異議審(計量器)	
	()								異議審(はん用)	
	()								異議審(小売)	
R7.3.6									特定最賃改正申出意向表明	R6.3.7

長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改正されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で 働く、全ての労働者 に適用されます。</p>
長野県 最低賃金	円 948	令和5年 10月1日 改正前 908円	

下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、 長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 983	令和5年 12月24日 改正前 945円	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 994	令和5年 12月20日 改正前 956円	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	円 950	令和5年 12月31日 改正前 910円		18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	948円	令和元年12月31日850円。長野県最低賃金額を下回っているため、長野県最低賃金額948円が適用されます。		

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。)適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、[長野労働局ホームページ](#)をご覧ください。

長野労働局 検索  業務改善助成金 

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話 026-223-0555) へ

長野県最低賃金

時間額

948 円

令和5年 10月1日から

みんなに知って欲しい最低賃金

飯山市 上松美月さんの作品

計量器等製造業

—最低賃金—



時間額

983 円

令和5年12月24日発効

はん用機 械器 具業

—最低賃金—



時間額

994 円

令和5年12月20日発効

各種商品小売業

—最低賃金—



時間額

950 円

令和5年12月31日発効

最大600万円を助成

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

中小企業事業者の皆さんへ



長野県の金融経済動向

(2024年6月6日)

【概況】

長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

最終需要の動向をみると、設備投資は増加している。また、個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は緩やかに増加している。

この間、生産は弱めの動きとなっている。雇用・所得は持ち直している。

【前回からの変化】

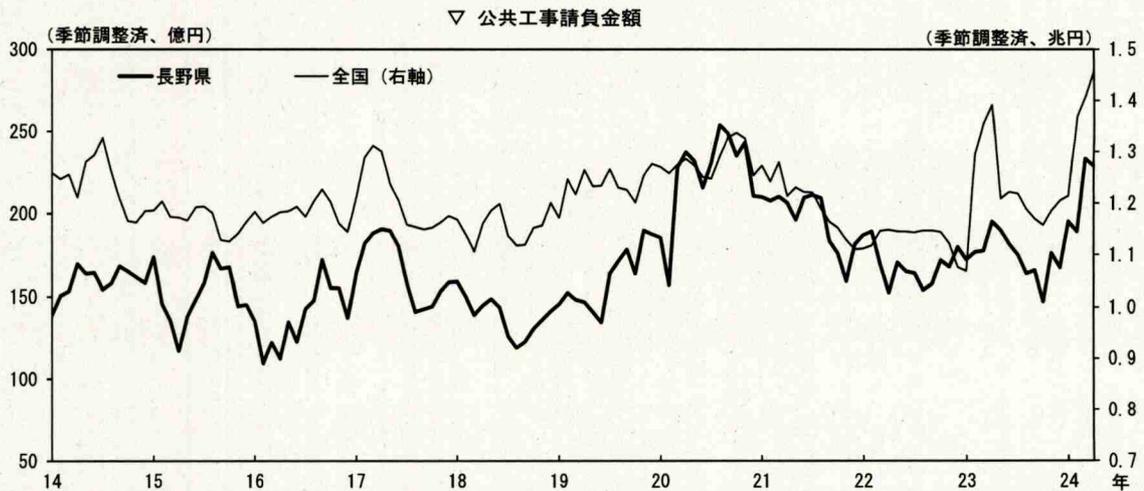
24/5月	24/6月
長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。	長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。
<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資は増加している。 ・個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。 ・住宅投資は弱めの動きとなっている。 ・公共投資は緩やかに増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資は増加している。 ・個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。 ・住宅投資は弱めの動きとなっている。 ・公共投資は緩やかに増加している。
<ul style="list-style-type: none"> ・生産は弱めの動きとなっている。 ・雇用・所得は持ち直している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産は弱めの動きとなっている。 ・雇用・所得は持ち直している。

1

1. 実体経済

公共投資

公共投資は緩やかに増加している。



(注) 後方3ヶ月移動平均。季節調整値は、日本銀行松本支店算出値。

(出所) 東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

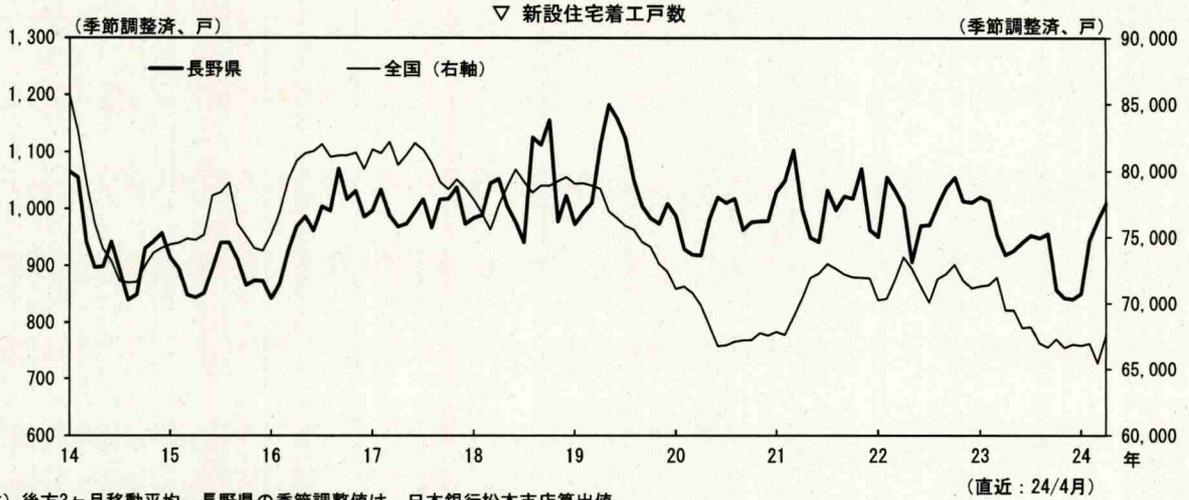
(直近：24/4月)

2

1. 実体経済

住宅投資

住宅投資は弱めの動きとなっている。



(注) 後方3ヶ月移動平均。長野県の季節調整値は、日本銀行松本支店算出値。
(出所) 国土交通省、長野県「建築着工統計」

(直近：24/4月)

1. 実体経済

設備投資

設備投資は増加している。

設備投資は、24年度は前年度を上回る計画となっている。
輸出は、24年度は前年度を上回る計画となっている。
企業収益は、24年度は前年度を下回る計画となっている。

長野県	▽ 設備投資額 (前年度比、%)			▽ 輸出(売上高) (前年度比、%)			▽ 経常利益 (前年度比、%)		
		23年度 見込	24年度 計画		23年度 見込	24年度 計画		23年度 見込	24年度 計画
	製造業	48.7	- 2.9	製造業	- 4.0	1.1	製造業	- 16.6	- 1.5
	非製造業	10.1	46.2				非製造業	- 1.6	- 3.9
	全産業	44.1	1.6				全産業	- 14.5	- 1.9

全国	▽ 設備投資額 (前年度比、%)			▽ 輸出(売上高) (前年度比、%)			▽ 経常利益 (前年度比、%)		
		23年度 見込	24年度 計画		23年度 見込	24年度 計画		23年度 見込	24年度 計画
	製造業	9.4	8.2	製造業 <大企業>	2.3	1.0	製造業	6.3	- 3.7
	非製造業	11.6	0.5				非製造業	7.4	- 2.5
	全産業	10.7	3.3				全産業	6.9	- 3.0

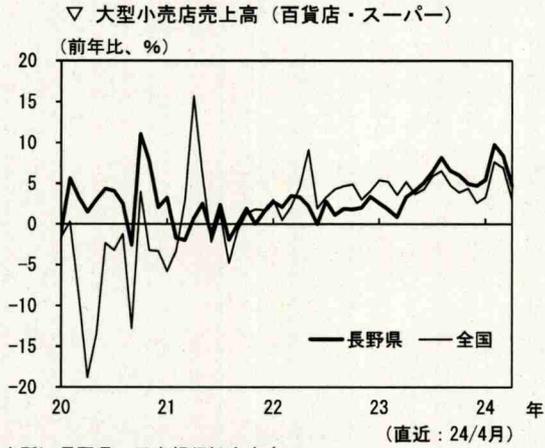
(出所) 日本銀行、日本銀行松本支店「企業短期経済観測調査 (24/3月)」

1. 実体経済

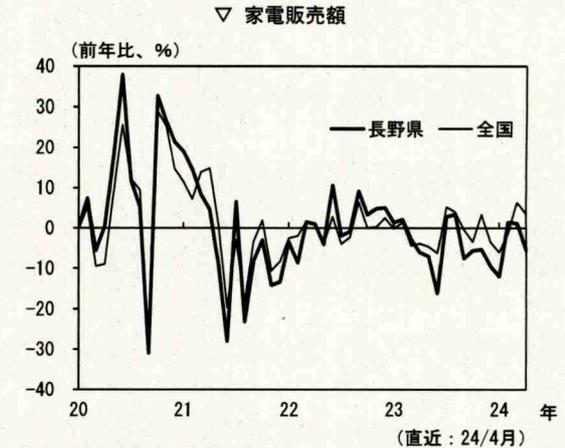
個人消費

個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに増加している。

県内大型小売店（百貨店、スーパー）売上高（当店調べ＜店舗調整前＞）は緩やかに増加している。家電販売額は弱めの動きとなっている。新車登録台数は持ち直している。サービス消費は緩やかに回復している。



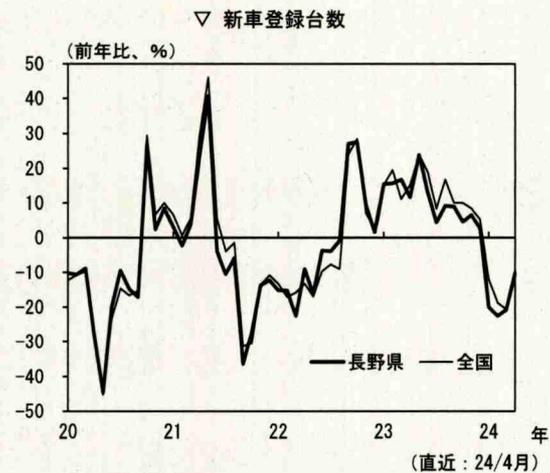
（出所）長野県：日本銀行松本支店
全国：経済産業省「商業動態統計」



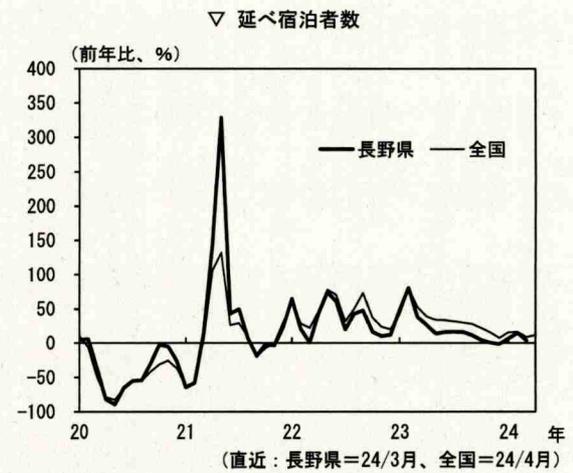
（出所）経済産業省「商業動態統計」

1. 実体経済

個人消費



（出所）長野運輸支局「新車新規登録台数」



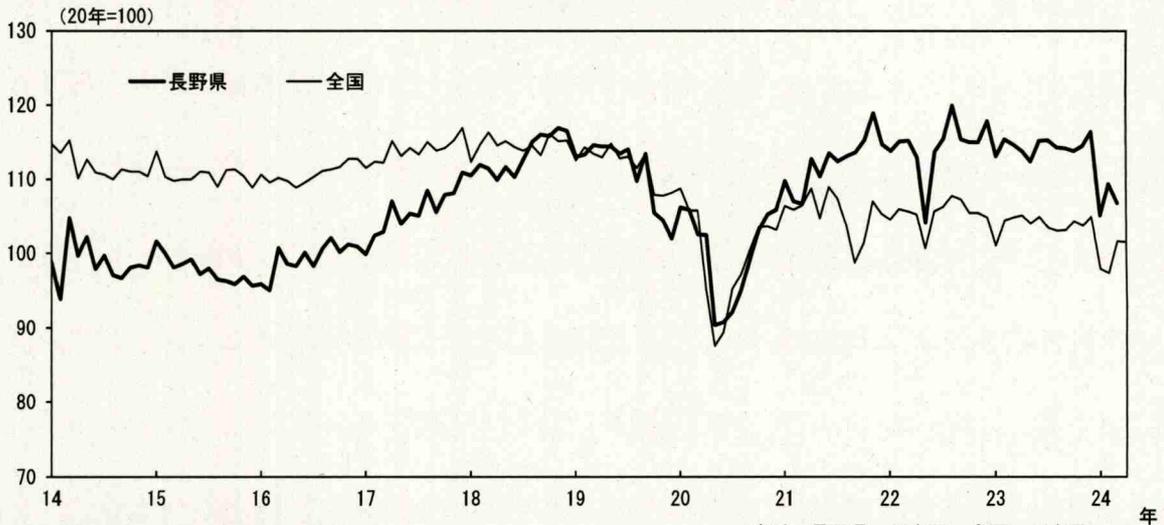
（出所）観光庁「宿泊旅行統計調査」

1. 実体経済

生産

生産は弱めの動きとなっている。

▽ 鉱工業生産指数（季節調整済）



7

1. 実体経済

生産

半導体関連・電子部品等は弱めの動きとなっている。

自動車関連は持ち直している。

機械・同関連部品等をみると、計器、工作機械、成形機およびバルブは横ばい圏内の動きとなっている。

飲料は横ばい圏内の動きとなっている。

【前回からの変化】

24/5月	24/6月
半導体関連・電子部品等は弱めの動きとなっている。	半導体関連・電子部品等は弱めの動きとなっている。
自動車関連は弱めの動きとなっている。	自動車関連は持ち直している。
機械・同関連部品等をみると、計器、工作機械、成形機およびバルブは横ばい圏内の動きとなっている。	機械・同関連部品等をみると、計器、工作機械、成形機およびバルブは横ばい圏内の動きとなっている。
飲料は横ばい圏内の動きとなっている。	飲料は横ばい圏内の動きとなっている。

8

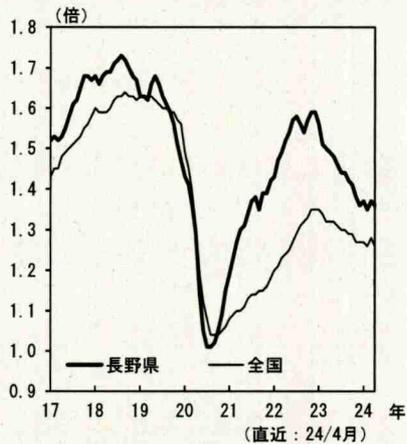
1. 実体経済

雇用・所得

雇用・所得は持ち直している。

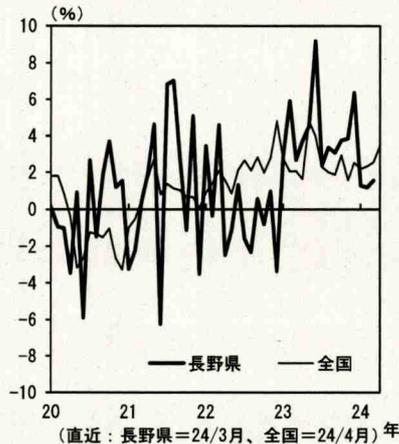
有効求人倍率は、下げ止まりつつある。雇用人所得および就業者数は、前年を上回っている。

▽ 有効求人倍率（季節調整済）



(出所) 厚生労働省、長野労働局
「職業安定業務統計」

▽ 雇用人所得（前年比）



(注) 現金給与総額指数×常用雇用指数の
前年比。
(出所) 厚生労働省、長野県「毎月勤労統計」

▽ 就業者数（前年比）

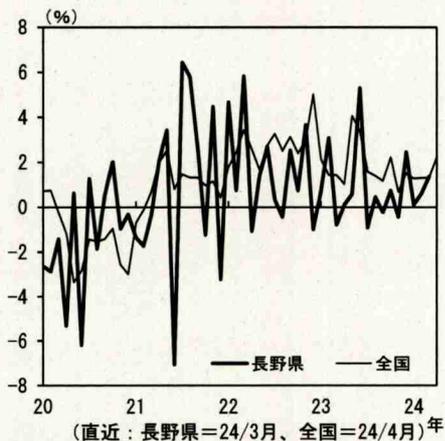


(注) 過去のデータを遡及改定。
(出所) 総務省「労働力調査」

1. 実体経済

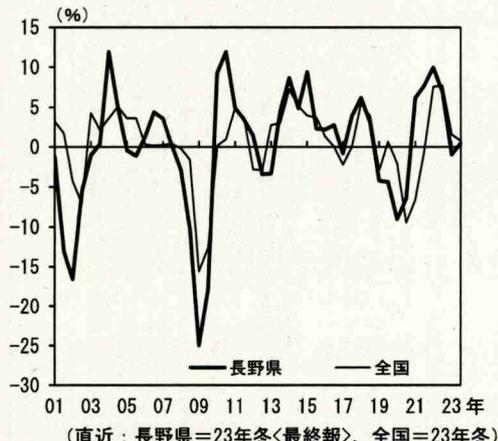
雇用・所得

▽ 名目賃金（前年比）



(出所) 厚生労働省、長野県「毎月勤労統計」

▽ 平均賞与・年末一時金（前年比）



(出所) 長野県：長野県
「夏季・年末一時金要求・妥結状況調査」
全国：厚生労働省
「民間主要企業夏季・年末一時金妥結状況」

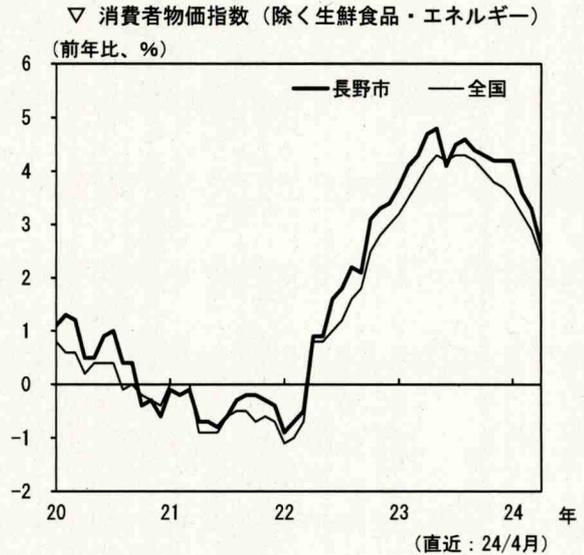
1. 実体経済

物価

消費者物価指数（除く生鮮食品）をみると、24/4月は前年を上回っている。



(出所) 総務省、長野県



(出所) 総務省、長野県

11

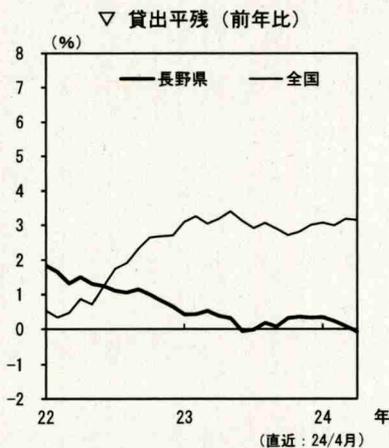
2. 金融

貸出金・預金

貸出残高は、前年並みとなっている。

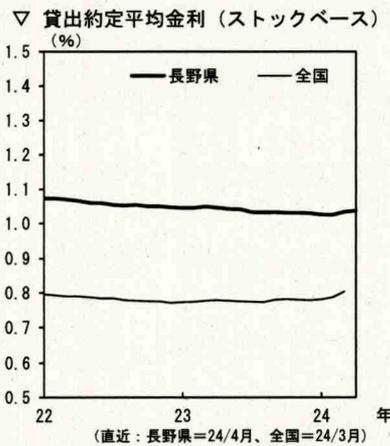
貸出約定平均金利は、緩やかに上昇している。

預金残高は、個人預金の増加により、前年比で1%台のプラスとなっている。



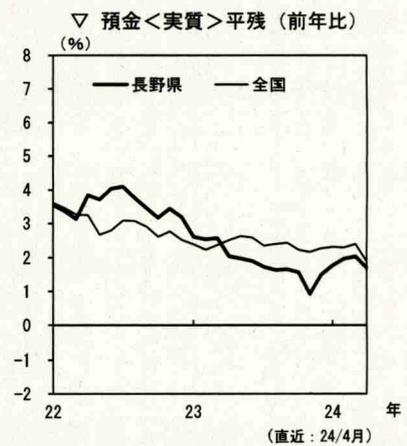
(注) ・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分。「全国」は都銀、地銀、地銀Ⅱ、信託3行（三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託）、あおぞら銀行、3B新生銀行、信金の合計。
・「全国」直近データは速報。

(出所) 日本銀行



(注) ・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分。「全国」は銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行（整理回収機構およびゆうちょ銀行を除く）。

(出所) 日本銀行



(注) ・「長野県」は管内に本店を置く銀行および信金の県内店舗分（表面預金から切手手形を除いた額）。「全国」は都銀、地銀、地銀Ⅱ（表面預金から切手手形を除いた額+D）。

(出所) 日本銀行

12

企業短期経済観測調査（長野県）

2024年4月1日

調査期間：2月27日～3月29日

▽調査対象企業数 (社、%)

	全産業計	製造業	非製造業
調査対象	223	117	106
回答率	100.0	100.0	100.0

▽企業の想定為替レート<製造業> (円/ドル)

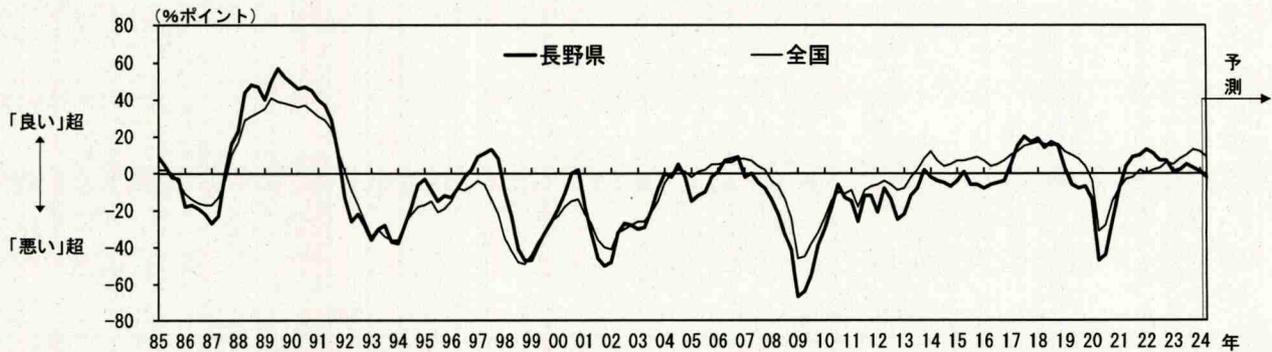
	23年度	24年度
今回調査	135.98	138.64
前回調査	135.24	—

- (注1) 回答率=業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100
 (注2) 調査対象企業から回答が得られなかった場合、欠測値補完を行った計数を使用。
 (注3) 今般、調査対象企業について見直しを行った。このため、2023年12月調査の結果については、2024年3月調査の結果と比較しよう、見直し後の調査対象先企業のデータを用いて再集計した「新ベース」での結果を併記した（各図表中で「新」と表示）。見直しについては、2024年4月1日付日本銀行松本支店「短観調査対象企業の見直しに伴う新旧ベースの比較について」を参照。

1

1. 業況判断D. I.（全産業）

企業の業況感は、幾分悪化している。



(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

	23/3月	6月	9月	12月				24/3月			
				<旧>		<新>					
				最近	先行き	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
長野県	1	2	5	3	-2	3	-3	1	-2	-2	-3
全国	5	8	10	13	8	13	8	12	-1	9	-3

(注) 24/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。

2

1. 業況判断D. I. (製造業)

製造業の業況感は、悪化している。



1. 業況判断D. I. (製造業)

(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

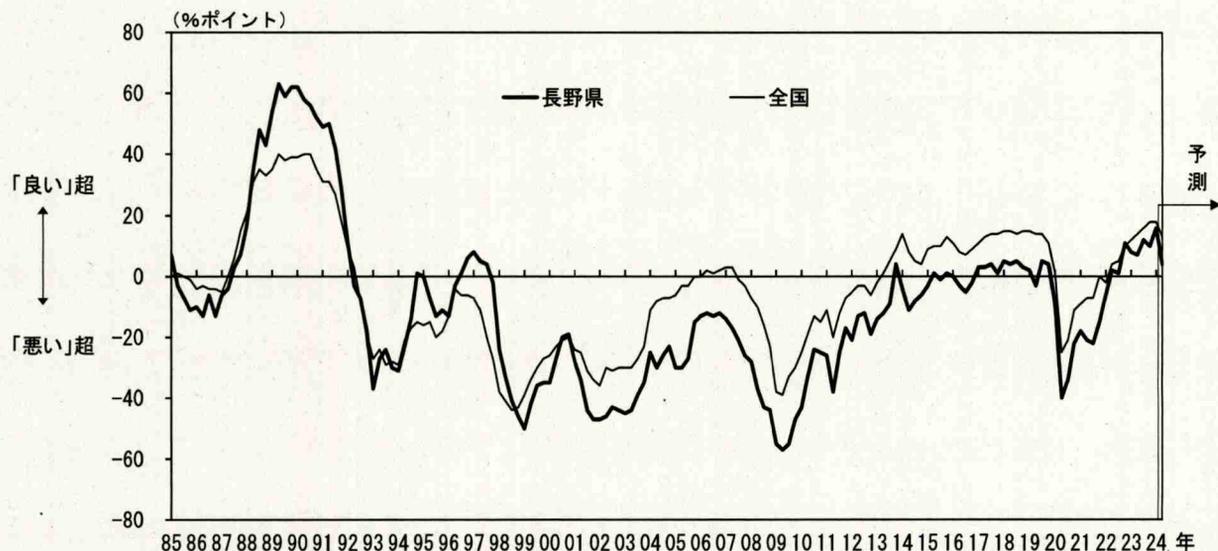
	有効回答社数	23/3月	6月	9月	12月				24/3月			
					<旧>		<新>		最近	変化幅	先行き	変化幅
					最近	先行き	最近	先行き				
製造業計	117	-4	-2	-1	-3	-3	-1	-4	-11	-10	-7	4
電気機械	24	16	8	4	4	4	-12	-4	-17	-5	-13	4
はん用・生産用・業務用機械	34	26	8	9	-3	-9	0	-11	-11	-11	-8	3
生産用機械	14	20	-7	7	-7	-20	0	-29	-22	-22	-22	0
業務用機械	15	46	23	23	0	0	-14	-7	-14	0	0	14
輸送用機械	8	0	12	38	50	50	50	50	0	-50	0	0
食料品	13	-15	0	15	15	15	7	15	-8	-15	15	23
金属製品	4	-75	-50	-38	-29	0	25	25	0	-25	25	25
非鉄金属	4	-33	17	0	-16	-33	0	-25	0	0	-25	-25
石油・石炭製品	6	-50	-33	-33	-16	-50	-16	-50	-16	0	-17	-1
全国		-4	-1	0	5	2	5	3	4	-1	4	0

(注1) 24/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。

(注2) 有効回答社数は2024年3月調査の値。

1. 業況判断D. I. (非製造業)

非製造業の業況感は、改善している。



5

1. 業況判断D. I. (非製造業)

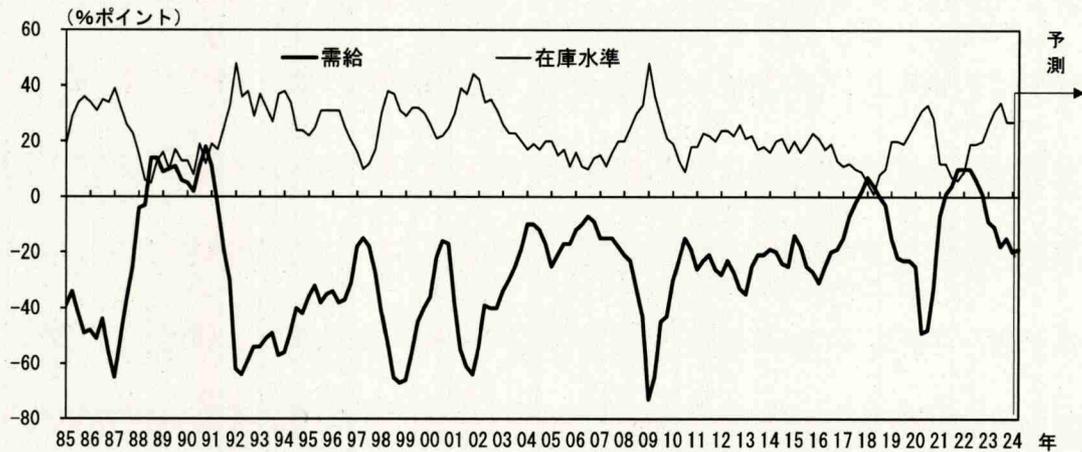
(回答社数構成比「良い」-「悪い」、%ポイント)

	有効回答社数	23/3月	6月	9月	12月				24/3月			
					<旧>		<新>		最近	変化幅	先行き	変化幅
					最近	先行き	最近	先行き				
非製造業計	106	8	7	12	10	-2	9	-2	16	7	4	-12
建設	28	14	14	11	8	-8	3	-11	7	4	-14	-21
卸・小売	26	26	11	15	11	-4	12	-4	16	4	4	-12
卸売	13	23	16	15	23	8	23	8	15	-8	8	-7
小売	13	29	7	14	0	-14	0	-15	15	15	0	-15
運輸・郵便	9	-11	22	33	33	11	33	11	33	0	22	-11
宿泊・飲食サービス	10	0	33	50	50	50	37	38	50	13	50	0
情報通信	12	-9	-17	-17	-8	-17	-8	-17	-9	-1	-17	-8
対事業所サービス	5	-20	-20	-20	-40	-40	-40	-40	-20	20	-20	0
对个人サービス	4	-16	-16	0	17	17	33	33	25	-8	0	-25
全 国		12	14	16	18	12	18	12	18	0	13	-5

(注1) 24/3月調査の最近の変化幅は新ベースとの比較。
(注2) 有効回答社数は2024年3月調査の値。

6

2. 製商品需給・在庫水準判断D. I. (製造業、長野県)

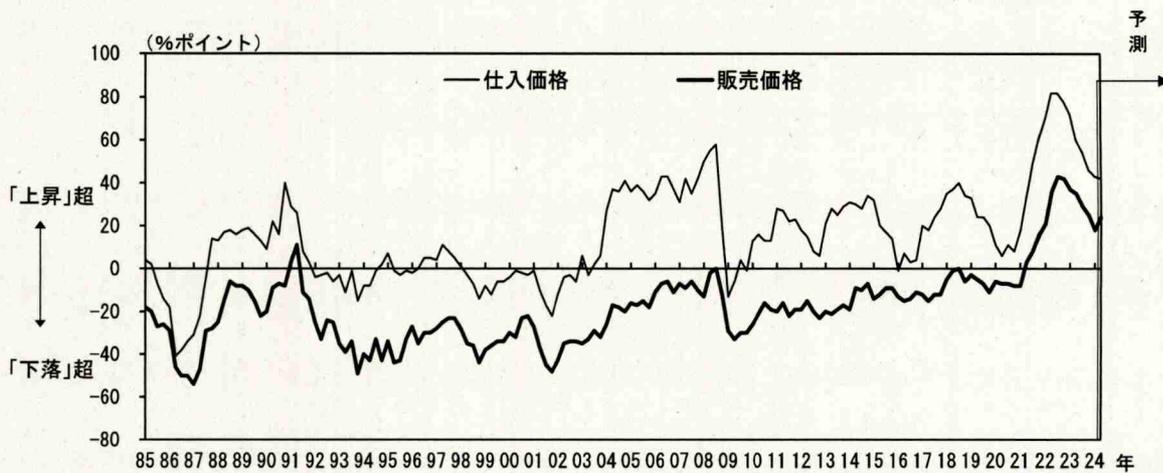


(回答社数構成比、%ポイント)

	23/3月	6月	9月	12月		24/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
国内での製商品需給判断D. I. (「需要超過」-「供給超過」)	-9	-11	-18	-15	-16	-20	-5	-19	1
製商品在庫水準判断D. I. (「過大」-「不足」)	26	31	34	27	—	27	0	—	—

9

3. 仕入・販売価格判断D. I. (製造業、長野県)



(回答社数構成比、%ポイント)

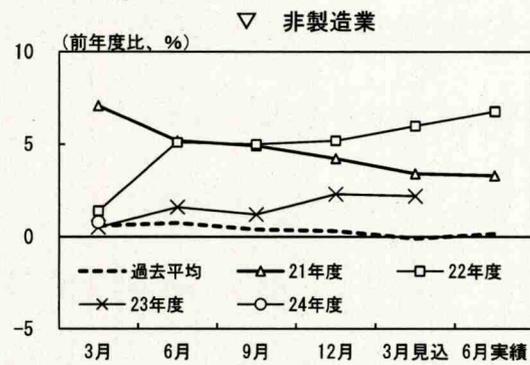
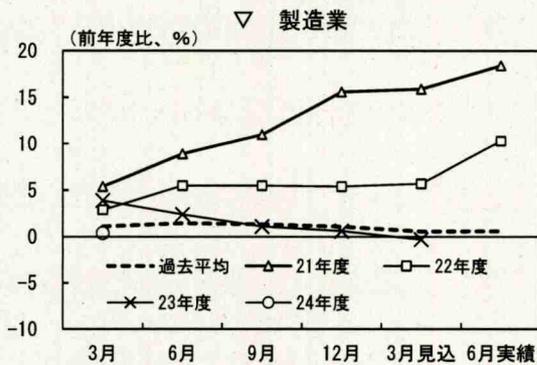
	23/3月	6月	9月	12月		24/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
仕入価格判断D. I. (「上昇」-「下落」)	72	60	54	46	40	43	-3	42	-1
販売価格判断D. I. (「上昇」-「下落」)	37	35	29	25	20	18	-7	24	6

8

4. 売上高

	22年度	23年度 (実績見込み)	24年度 (計画)	(前年度比、%)
製造業	10.3	-0.3 <- 0.9 >	0.4	—
内 需	4.3	3.9 <- 2.3 >	-0.4	—
輸 出	16.0	-4.0 < 0.4 >	1.1	—
非製造業	6.8	2.2 <- 0.2 >	0.8	—
全 産 業	9.3	0.4 <- 0.7 >	0.5	—
全 国	8.7	2.7 < 0.2 >	1.0	—

(注) < >内は前回調査(23/12月)比修正率。

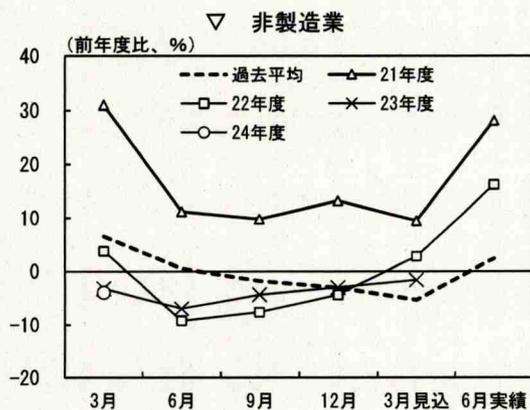
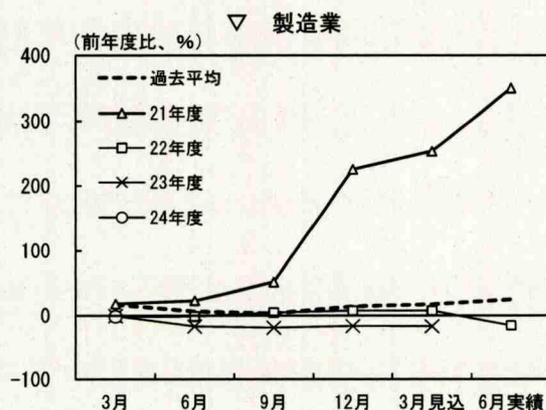


9

5. 経常利益

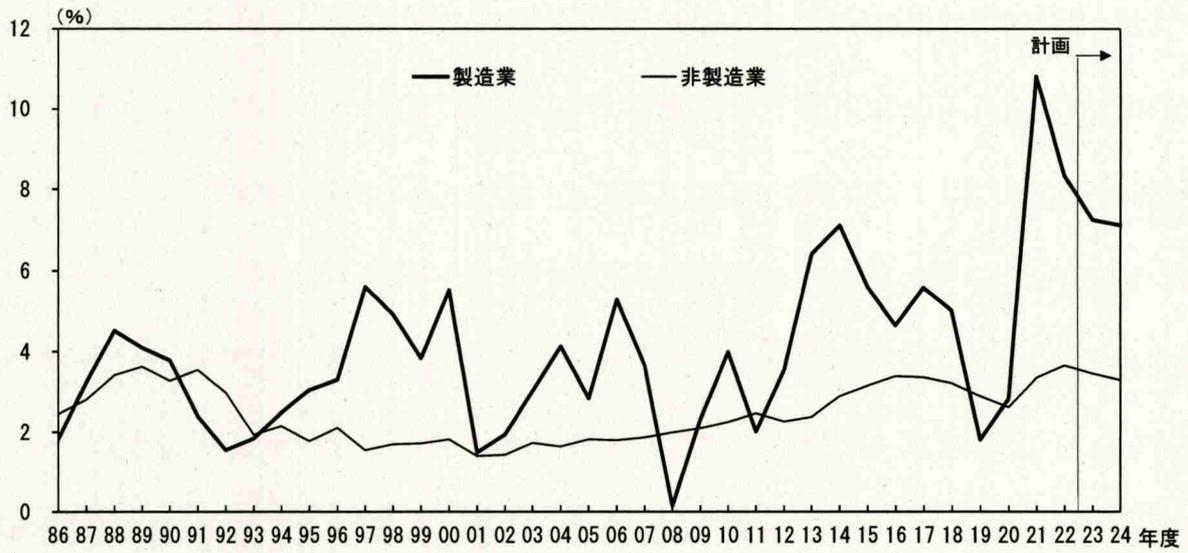
	22年度	23年度 (実績見込み)	24年度 (計画)	(前年度比、%)
製造業	-15.6	-16.6 < 0.1 >	-1.5	—
非製造業	16.2	-1.6 < 0.4 >	-3.9	—
全 産 業	-12.0	-14.5 < 0.1 >	-1.9	—
全 国	16.2	6.9 < 3.6 >	-3.0	—

(注) < >内は前回調査(23/12月)比修正率。



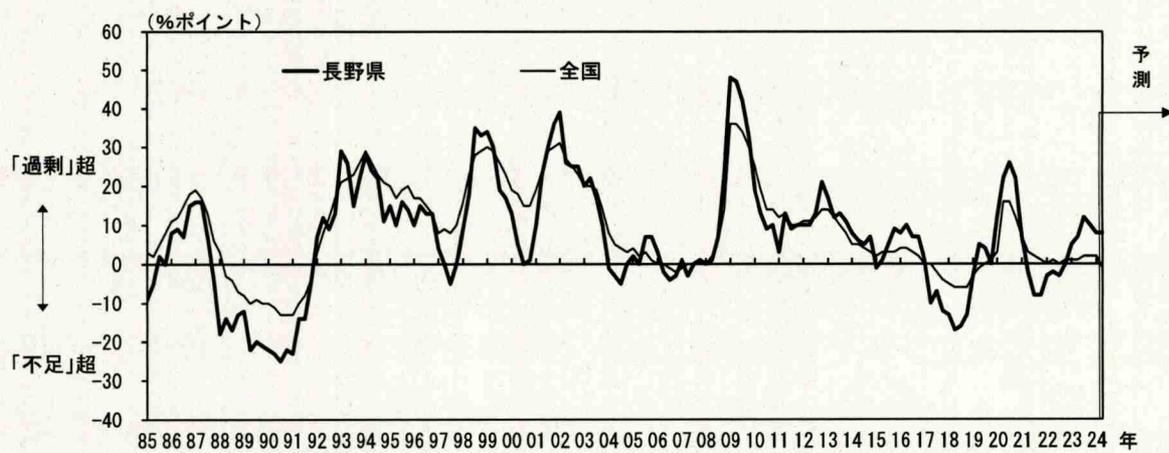
10

6. 売上高経常利益率（長野県）



19

7. 生産・営業用設備判断D. I.（製造業）



(回答社数構成比「過剰」-「不足」、%ポイント)

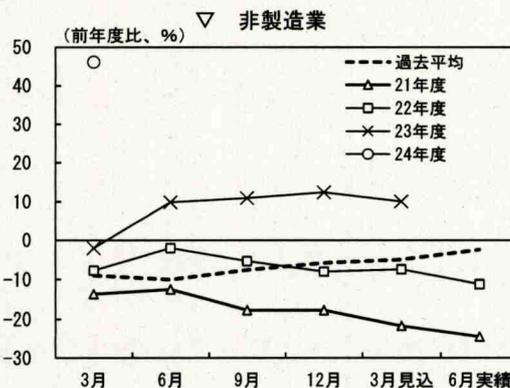
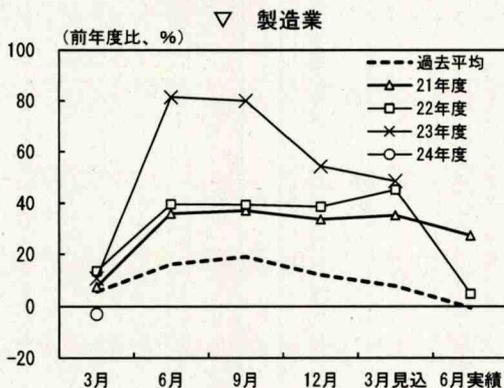
	23/3月	6月	9月	12月		24/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
長野県	5	7	12	10	10	8	-2	8	0
全国	1	1	2	2	-1	2	0	-1	-3

12

8. 設備投資

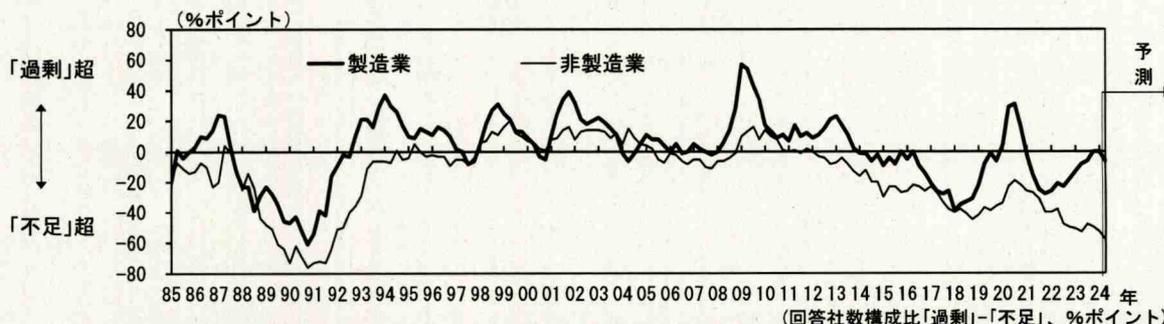
	22年度	23年度 (実績見込み)	24年度 (計画)
製造業	4.8	48.7 < - 3.9 >	- 2.9
非製造業	- 11.2	10.1 < - 2.9 >	46.2
全産業	2.6	44.1 < - 3.8 >	1.6
全国	9.2	10.7 < - 1.0 >	3.3

(注) < >内は前回調査(23/12月)比修正率。



18

9. 雇用人員判断D. I. (長野県)



	23/3月	6月	9月	12月		24/3月			
				最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
製造業	- 13	- 8	- 6	0	- 2	0	0	- 6	- 6
非製造業	- 51	- 53	- 48	- 50	- 56	- 53	- 3	- 58	- 5
全産業	- 30	- 29	- 26	- 24	- 28	- 25	- 1	- 31	- 6
全国	- 32	- 32	- 33	- 35	- 38	- 36	- 1	- 39	- 3

14

